

伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する「出産・子育て応援事業」を実施します

相模原市では、国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）において創設された「出産・子育て応援交付金」により、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する「出産・子育て応援事業」を新たに開始します。

伴走型相談支援について

従来より実施していた、子育て支援センターの保健師等による妊娠届出時の面接、出生届出後の「こんにちは赤ちゃん訪問」、電子母子健康手帳による情報発信に加え、妊娠8か月時に困り事や心配事がないか確認をし、必要な支援を実施するなど相談体制の充実を図ります。

経済的支援について

1 支給額

- ・出産応援ギフト 妊娠1回あたり5万円
- ・子育て応援ギフト 児童1人あたり5万円

2 支給対象者

- ・出産応援ギフト

令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦又は令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出産した方

- ・子育て応援ギフト

令和4年4月1日以降に生まれた児童を養育する方

3 事業開始時期

令和5年2月1日（水）

4 申請方法

・令和4年4月1日から令和5年1月31日までに妊娠の届出をした方、令和4年4月1日から令和5年1月31日までに生まれた児童を養育する方へは、該当するギフトの申請方法等についての案内通知を順次郵送します。

・令和5年2月1日以降に妊娠の届出をする方へは、妊娠届出時の面接の際に、出産応援ギフトの申請方法等についてご案内します。

・令和5年2月1日以降に生まれた児童を養育する方へは、「こんにちは赤ちゃん訪問」等の面接の際に、子育て応援ギフトの申請方法等についてご案内します。

問合せ先

こども家庭課

直通電話 042-769-8345